

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年6月16日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年5月19日静岡県告示第342号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
望月裕司	静岡市清水区中河内字大陸5002、5003の2、5004の1 静岡市清水区中河内字大陸5003の1（以上の1筆については一部保安林）	静岡市役所
細川信一	静岡市清水区中河内字樽山5169の4	静岡市役所
滝ハヤ	静岡市清水区中河内字樽山5169の4	静岡市役所